愛知県高等学校工業教育研究会会則

(名称等)
第１条　本会は愛知県高等学校工業教育研究会と称し、事務局を会長在任校におく。
(目　的)
第２条　本会は本県高等学校における工業教育に関する各種の調査研究、事業等を行い、工業教育の振興を図ることを目的とする。
(事業等)
第３条　本会は前条の目的を達成するために次の事業等を行う。
１　工業教育に関する総合的な調査研究
２　工業教育の推進に関する各種の事業
３　生徒を対象とした工業技術に関する各種の競技会
４　工業に関する各教科（部会）における調査研究
５　愛知県産業教育振興会に関する事業
６　その他本会の目的を達成するために必要な事業
(会　員)
第４条　本会の会員は工業に関する学科を設置する本県高等学校の校長、教頭および工業科担当教員等をもって構成する。
(役　員)
第５条　本会には次の役員をおく。
会長(１名)、副会長(３名)、校長理事(各校１名)、学校理事(各校１名)、部会長(各部会１名)、監事(２名)、事務局員(数名)
第６条　役員は次の方法で選出する。
１　会長、副会長、監事は総会で選出する。
２　学校理事は所属校長の推薦を受け、総会の承認を得る。
３　部会長は各部会の推薦を受け、総会の承認を得る。
４　事務局員は会長が委嘱する。
(役員の任務等)
第７条　役員の任務は次のとおりとする。
１　会長は会務を統括し、会議（部会、委員会を含む）を招集する。
２　副会長は会長を補佐し，会長に事故あった時にはその職務を代行する。
３　理事は事業計画、予算、決算等の重要事項の審議および執行にあたる。
４　部会長はその部会の指導校長のもとに各部会を統括する。
５　監事は会計を監査する。
６　事務局員は庶務、会計の業務にあたる。
７　役員の任期は１年とし、再任をさまたげない。ただし、部会長の任期は２年を原則とする。
８　本会には総会の議決により顧問をおくことができる。顧問は会長の諮問に応ずる。
(会　議)
第８条　総会は年１回以上開催し、次の事項について審議する。また、総会は校長理事、学校理事、部会長及び監事等で構成し，各理事、部会長は各所属会員の代表を務める。
１　事業計画
２　予算、決算
３　役員選出
４　会則の変更

５　その他
第９条　役員会は年１回以上開催し、事業計画、予算、決算等の重要事項について審議する。
(部　会)
第 10 条　本会には付則５の表に示す部会をおく。
(委員会)
第 11 条　本会には事業を円滑に進めるため委員会をおくことができる。
(経理、その他)
第 12 条　本会の会計年度は４月１日から翌年の３月 31 日までとする。
第 13 条　本会の経費は学校費、助成金、寄付金及びその他の収入をもってこれにあてる。学校費は、設置学級１学級あたり年額１500 円とする。学校費算出の設置学級数は、全工協会員校資料を基準とする。
１　定時制、私立学校等の学校費
設置１学級あたり年額 750 円（1500 円／２）とする。
２　通信制は、設置１学級あたり年額 300 円とする。
３　学校費に端数がある場合は、500 円単位に切り上げる。
(付　則)
１　本会は東海地区工業高等学校長教育研究会、その他の研究会との連携を図る。
２　副会長は校長２名、校長以外１名とする。
３　監事は理事以外から選出する。
４　総合学科等の学校費
第２学年、第３学年の県工研に関係する学級数を基準とし、学校費の算出法は第 13 条に準ずる。
５　部会・構成学科一覧（学科改編等により、部会名、学科名に変更の必要が生じた場合は、総会での報告を経て適宜変更することができる。）

部　会　名	構　成　学　科　名
(1) 機械部会	機械科，ものづくり科 海洋科学科，機械電気ｼｽﾃﾑ科 機械ﾃﾞｻﾞｲﾝ科,工業技術科
(2) 自動車部会	自動車科
(3) 電子機械部会	電子機械科，　総合学科
(4) 電気部会	電気科，電子工学科,電子科 情報通信科，情報ｼｽﾃﾑ科 電子情報ﾃﾞｻﾞｲﾝ科,情報技術科 情報科，機械電気ｼｽﾃﾑ科 工業技術科
(5) 建築部会	建築科,建設科,ものづくり科 建築ｼｽﾃﾑ科
(6) 土木部会	土木科,建設科，都市ｼｽﾃﾑ科
(7) 化学部会	応用化学科,新素材工学科 化学工業科，環境工学科 環境技術科,
(8) ｾﾗﾐｯｸ部会	新素材工学科,ｾﾗﾐｯｸ科, ｾﾗﾐｯｸｱｰﾂ科,工芸ﾃﾞｻﾞｲﾝ科
(9) ﾃﾞｻﾞｲﾝ部会	機械ﾃﾞｻﾞｲﾝ科,工芸ﾃﾞｻﾞｲﾝ科 ﾃﾞｻﾞｲﾝ科，ﾃﾞｻﾞｲﾝ工学科 ｸﾘｴｲﾃｨﾌﾞﾃﾞｻﾞｲﾝ科，ｲﾝﾃﾘｱ科 ｸﾞﾗﾌｨｯｸｱｰﾂ科,産業工芸科, 総合学科

昭和 40 年 11 月 27 日施行　昭和 41 年 5 月 7 日一部改正　昭和 42 年 5 月 20 日一部改正　昭和 45 年 6 月 6 日一部改正
昭和 47 年 6 月 10 日一部改正　昭和 48 年 5 月 26 日一部改正　昭和 50 年 5 月 24 日一部改正　昭和 55 年 5 月 24 日一部改正
昭和 57 年 6 月 5 日一部改正　昭和 59 年 6 月 2 日一部改正　昭和 61 年 5 月 31 日一部改正　昭和 63 年 5 月 28 日一部改正
平成 2 年 5 月 26 日一部改正　平成 5 年 5 月 22 日一部改正　平成 6 年 5 月 21 日一部改正　平成 7 年 5 月 19 日一部改正
平成 8 年 5 月 17 日一部改正　平成 10 年 5 月 22 日一部改正　平成 13 年 5 月 16 日一部改正　平成 16 年 5 月 19 日一部改正
平成 18 年 5 月 10 日一部改正　平成 19 年 5 月 15 日一部改正　平成 20 年 5 月 20 日一部改正　平成 21 年 5 月 15 日一部改正
平成 22 年 5 月 18 日一部改正　平成 26 年 5 月 16 日一部改正　平成 28 年 5 月 17 日一部改正　平成 29 年 5 月 17 日一部改正